

【横断工作物情報図（別紙 2 - 1， 2 - 2）について】

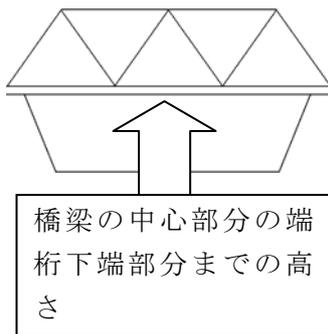
1. 横断工作物の高さは、水面（※）からの高さであり、橋梁にあっては橋梁の中心部分の橋桁下端まで（橋桁の下端がアーチ形状の場合はアーチ頂上の下端まで）、その他の横断工作物については、横断箇所的工作物最低地上高までの高さです。ただし、送電線・配電線については、安全離隔距離を除いた高さです。

（※）水面は、潮の干満の影響を受ける区間においては、河口部の最大満潮時の水位をもとにしたものであり、それ以外の区間においては、豊水（1年を通じて95日はこれを下らない流量）時の平均的な水位をもとにしています。

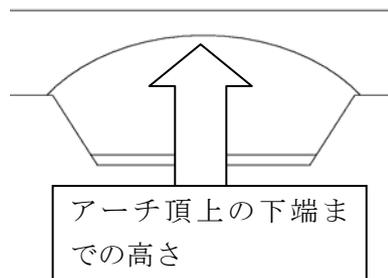
なお、豊水流量の把握ができない河川などの場合には、洪水時や濁水時を除く平均的な水位をもとにしています。

また、上記により難い等特記すべき事項があれば、別紙 2 - 1 の備考欄に記載しております。

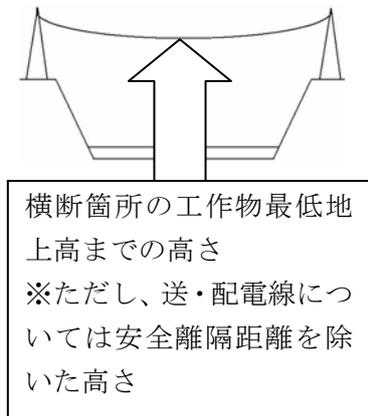
（橋桁が水平な場合）



（橋桁がアーチ上の場合）



（架空線の場合）



2. 横断工作物の高さや航行可能区間等の情報は、平成19年3月時点におけるものであり、降雨や潮の影響、河床の変化、季節的な状況等による水面の変化等により実際の状況との間に差異が発生する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、この情報の対象箇所は、船舶の通航にあたり、横断工作物の高さ情報の周知が必要と考えられる箇所について情報を収集したものであり、全ての河川を対象としておらず、情報の対象箇所以外の箇所について船舶の通航を制約するものではありません。

なお、利用者がこの情報を用いて行う一切の行為について河川管理者又は横断工作物の設置者は何ら責任を負うものではありません。

3. この横断工作物情報図は、横断工作物の設置者の協力により国土交通省、都道府県及び政令市の河川管理者が調査し作成したものです。この横断工作物情報図の無断複製・無断転載は禁じます。